

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

- ・当社は企業グループとして目指すべきことを「経営理念」および「経営基本方針」に定めています。
- ・この中で、当社の「経営理念」は:  
「わが社は技術力を基礎として最高の価値ある製品を開発・提供し、収益を生み出し企業価値を高め、もってお客様・地域社会・株主および従業員の幸福と繁栄に寄与します。」  
というものであり、高付加価値製品の開発・製造・販売の果実をステークホルダーとともに享受し、その幸福に寄与することが当社の理念であることを明記しています。
- ・また、当社の「経営基本方針」の第1項目では:  
「わが社は経営理念の達成にあたり法令遵守、環境保護、品質管理の徹底、社会貢献を含め企業の社会的責任を全うします。」と定めており、利益追求のみに止まらず社会的責任の充足が経営の基本方針であることを明記しています。
- ・また「経営理念」、「経営基本方針」に基づき、上場企業として持続的に発展をする上でステークホルダーの信頼と支持が不可欠であり、そのためには経営の透明性を確保し、説明責任を果し、十分な情報の開示を行うことが必須であると認識しています。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社光和	5,247,800	19.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,916,200	14.25
川原光雄	1,306,600	4.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,125,700	4.09
四国化成工業株式会社	631,400	2.29
東新油脂株式会社	538,560	1.96
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	529,043	1.92
川原敬人	486,500	1.77
資産管理サービス信託銀行株式会社	420,200	1.53

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
(連結)従業員数	500人以上1000人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 現状の体制を採用している理由

- ・当社は近代的で先進的なコーポレート・ガバナンス体制を目指しており「委員会等設置会社」への変更を含め、より良いガバナンス体制の検討を継続的に行っています。ただし現状では従来型の監査役制度がより確実に機能を発揮できるとの観点により、当面は「委員会等設置会社」への変更は行わず、引続き検討課題としてまいります。
- ・当社は社外監査役による監査を基本体制としており、外部からの経営監視機能の客観性・透明性を確保していると考えています。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	4名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

- ・会計監査人有限責任監査法人トーマツとの連携は、定期的に会合（年4回）を持ち緊密な連携を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査をしています。
  1. 監査概要の受領その説明および意見交換
  2. 往査の立会いおよび報告会の出席

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

- 監査役は監査職務の遂行にあたり内部監査部と緊密な連携を保ち、効率的な監査を行っています。
  1. 内部統制システムに係る状況とその報告
  2. その他必要に応じ調査依頼および意見交換を適時実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
樋爪 昌之	公認会計士				○	○				
田上 敏明	公認会計士				○	○				
根本 敏男	その他				○	○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
		公認会計士の資格を有しており、財務および会計に關す

樋爪 昌之	子会社の監査役を兼務しています。 独立役員	る相当程度の知見を有しているため。 また、独立役員として、東証が規定する項目に相当するものがなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないため。
田上 敏明	その他の関係会社の監査役を兼務しています。	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているため。
根本 敏男	——	他企業における取締役・監査役としての豊富な経験があるため。

#### その他社外監査役の主な活動に関する事項

・社外監査役は可能な限り取締役会および執行役員会ならびに監査役会その他重要な会議に出席しています。なお、中間・期末監査には工場往査も実施しています。

### 【インセンティブ関係】

#### 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入、その他

#### 該当項目に関する補足説明 更新

・取締役の報酬制度の概要は次のとおりです。

- 基本報酬  
役位別に基本報酬を設定する。
  - 業績連動報酬(社外取締役および非常勤取締役を除く)  
当期の連結業績に応じた報酬総額(上限1億円・下限0円)を、役位に応じて配分する。  
※支給総額の算定方法
    - 連結当期純利益 < 1,250百万円の場合  
「支給しない」
    - 1,250百万円 ≤ 連結当期純利益 < 2,450百万円の場合  
「連結当期純利益 × 1.6%」
    - 2,450百万円 ≤ 連結当期純利益の場合  
「2,450百万円 × 1.6% + (連結当期純利益 - 2,450百万円) × 0.8%」
- ※各取締役への配分  
支給総額に支給対象となる取締役のポイント総額に対する各取締役のポイントが占める割合を乗じて算出する
- ※役位別ポイント
- |          |     |       |    |
|----------|-----|-------|----|
| 代表取締役社長  | 169 | 常務取締役 | 78 |
| 代表取締役副社長 | 132 | 取締役   | 66 |
| 専務取締役    | 101 |       |    |
- 株価連動報酬  
株式累積投資制度により、退職慰労金に替わる長期インセンティブとして役位別に報酬を支給し、自社株購入資金として拠出する。

#### ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

#### 開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

#### 開示状況 更新

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

#### 該当項目に関する補足説明 更新

取締役および監査役に支払った報酬(平成22年3月期実績)

区分	支払額
取締役	154百万円
社外取締役	3百万円
監査役	19百万円
社外監査役	10百万円

なお、取締役への支払額は、株主総会決議に基づく報酬、取締役賞与および役員退職慰労引当金繰入額の合計額であり、監査役への支払額は株主総会決議に基づく報酬ならびに役員退職慰労引当金繰入額の合計額です。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・社外監査役は可能な限り取締役会、執行役員会および監査役会に出席しています。社外監査役は、取締役会の3日前に配付される議題・資料に目を通し、取締役会前に開催される監査役会に出席し、配付された資料に対し法令・定款違反がないかどうかを精査しています。社外監査役が欠席した場合は、直ちに会議資料を送付し、また月次に行う監査役会で欠席された監査役に対し、会議内容他関連事項を報告し、常に情報交換を行っています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

・当社のコーポレート・ガバナンスの体制は株主総会決議で選任された取締役からなる「取締役会」、同じく監査役からなる「監査役会」を中心としています。取締役会では重要事項は全て審議・決議し、代表取締役の業務執行についても監督を行っています。

- ・また、当社は経営と執行の分離を目指して、「執行役員」制を採用しています。執行役員は当社の本部長および海外子会社の代表者が任命されており、業務執行上相当範囲の決定権限を付与されていますので、迅速で的確な戦略的意思決定ができるものと考えています。
- ・定例の取締役会は毎月1回開催するほか必要に応じて臨時の取締役会を、また執行役員会は年に数回開催しており、社外監査役を含む複数の監査役がほぼ毎回出席し討議を精査しています。なお、監査役は常時1名が執務し、社員に対しても自由に質問等を行い、取締役の職務執行について十分に監視ができる体制となっています。
- ・内部統制体制の運営実施の担当セクションである内部監査部は3名で構成されており、当社の全部門および子会社を対象に、取締役会に承認された年度監査計画に基づいて監査を実施しています。さらに取締役会は必要の都度、特命の内部監査を指示します。結果は取締役会とともに監査役にも報告され、意見交換が行われるとともに、会計監査にあたり会計監査人との面談も行われ、情報交換が行われています。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	株主懇談会を株主総会後に開催

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(本決算・中間決算)実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・決算説明会資料・財務指標等を掲載しています。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しています。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRLレポートを作成し、ホームページで公開しています。

#### IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況)

- ・当社は内部統制の体制構築を企業ガバナンス上の重要課題と考えています。
  - ・この考えに基づき、1. 「CSR理念」および「行動規範」を定め倫理・法令遵守システムを稼働しており、2. 取締役1名を「コンプライアンス・オフィサー」に任命し、「倫理委員会」「倫理担当チーム」により活動を推進し、3. 社内の相談・通報窓口、社外弁護士を通報窓口とする内部通報体制を運営しています。
  - ・また、取締役1名を「リスク・マネジメント担当取締役」に任命してリスクマネジメント・プログラムを稼働しています。この中でリスクマネジメント・マニュアルを作成し、重要なリスクについてシミュレーションを行うなどの活動を行ってきました。
  - ・また、品質保証体制および環境マネジメントシステムについても、取締役1名を「CSR担当取締役」に任命し、それぞれのシステムを稼働しています。
  - ・平成18年5月施行の会社法の要請に従い、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議しています。この基本方針では、上述の各システムを包含するかたちで内部統制の体制を規定し、また取締役1名を「内部統制担当取締役」に任命しています。
  - ・当社は監査役会設置企業として、取締役および社員が監査役へ報告を行う体制、監査役会の監査が実効的に行われるための体制を既に敷いていますが、基本方針においてもこれを明記しました。
  - ・内部統制のための諸システムが有効に機能できるよう、今後とも継続的に改善を進め、また今後要請される内部統制に係る報告・監査の体制の準備を進めて参ります。
- (反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況)
- ・当社は社会的秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力からの不法・不当な要求には一切応じることなく、当社がこのような団体または個人から不当な要求を受けた場合は、警察等関連機関とも連携して組織的に毅然とした態度で対応します。また、この旨を「行動規範」に明記しました。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

- ・当社は、新株予約権の発行その他のいわゆる買収防衛策は、現状では資本市場の機能との整合性の評価が確立したとは言いがたいと考えます。従って当面は継続的な検討課題と考え、現段階で直ちに導入することは致しません。
- ・他企業が法令や企業倫理を遵守したうえで、健全な資本市場の機能により当社を買収しようとする場合は、当社の企業価値を向上させる場合には前向きに評価検討すべき事項と考えます。また既存の株主がその買収につき適正妥当に提供された情報に基づいて、適法に所有する当社株式を売却することは、当社として干渉できる事項ではありません。
- ・敵対的買収の場合を含め、実際に長期的な株主価値の向上に繋がるよう株主に適切な判断をして頂くためには、常時から適正妥当な株主還元、積極的な情報開示を通じて健全な株価形成が行われるようし、また経営陣が株主から強い信頼を頂ける経営を行うことが最重要課題と考えます。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

## 【参考資料：模式図】

